

J M R C 関東登録クラブ 各位

2020年5月7日
J A F 関東地域クラブ協議会
(J M R C 関東)
運営委員長 小口貴久

新型コロナウイルス等感染防止対策に係るお願い (2020年5月1日版)

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本国政府からの緊急事態宣言発令を受け、J A F より既に発表されている「新型コロナウイルス等感染防止対策に係るお願い」。

5月1日版では、J A F 公認競技会、J A F 認定ライセンス・公認審判員講習会等の延期等対応期間を6月30日まで延長と今後の方針が発表されております。(添付資料①)

(リンク：J A F コーポレートサイトに移動します)

https://jaf.or.jp/common/news/2020/20200501-001?_ga=2.106756352.245496167.1588812828-2135093425.1555908436

つきましては、J M R C 関東といたしましても、主催者様、クラブ様には、皆様の健康と安全を鑑み、6月30日までに開催が予定されているすべてのJ A F 公認競技会、J A F 認定ライセンス・公認審判員講習会等の延期等とする感染防止対策を講じていただき、又J A F の今後の方針につきましてもご確認いただき、ご対応をお願い申し上げます。

本件に係る競技会の延期・中止の取り扱いおよびスポーツカレンダー再編成については、J A F 発表をご確認願います。(リンク：J A F コーポレートサイトに移動します)

<https://jaf.or.jp/-/media/1/2590/2662/3188/20200501-001.pdf>

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

添付資料

- ① J A F 発表 新型コロナウイルス等感染防止対策に係るお願い (2020年5月1日版)
- ② J A F 発行 4 競技会の延期・中止の取り扱いおよびスポーツカレンダー編成について

添付ファイル (PDF)

J A F 発行 スポーツ庁 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策について

新型コロナウイルス感染防止対策に係るお願い(2020年5月1日版)

お知らせ

2020年05月01日

国内モータースポーツに関係する参加者・クラブ・団体・関係者の皆様におかれましては、標記感染防止対策に係るこれまでの JAF からのお知らせならびにお願いにご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。併せまして、皆様の多々のご対応につきまして深く感謝申し上げます。これまでに日本国政府が発令した緊急事態宣言および国内感染状況を踏まえ、JAF 公認競技会、JAF 認定ライセンス・公認審判員講習会等に係る延期等のご対応期間を 6 月 30 日まで延長させていただくとともに可能な限り皆様の活動を持続・継続していただくための今後の方針につきまして、以下の通りお知らせ申し上げます。

主催者・参加者・クラブ・団体・関係者等の皆様におかれましては、多大なる煩慮をお掛けいたしますが、皆様の健康・安全を鑑み、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます

1. JAF が発信するお知らせやお願い

引き続き、日本国政府や厚生労働省、地方公共団体の指示・要請・勧告等に従うとともに JAF メディカル部会の助言を踏まえて、お知らせお願いすることを原則とし、適宜更新させていただきます。

2. JAF 公認競技会、JAF 認定ライセンス・公認審判員講習会等について

(1)これまでの平時における開催・参加形態に加え感染防止対策を講じて開催していただくことを検討させていただきます。

(2)JAF 認定ライセンス・公認審判員講習会等で通信講習や Web セミナー等の方式により講習が可能な場合、当面の間、当該方式による特例措置を講じさせていただきます。

本特例措置につきましては、別途お知らせいたします。

3. 2020 年 JAF モータースポーツ表彰式(11 月 27 日(金))について

可能な限り年内の競技会開催日程を確保させていただく観点から、12 月 24 日(木)に延期して設定させていただきますが、上記 1 および競技会等の再編成結果等も考慮して、形態ならびに更なる日程変更をお知らせさせていただくことがございます。

4. 競技会の延期・中止の取り扱いおよびスポーツカレンダー再編成について

(1)係る主催者・参加者の手続き等の軽減化を図らせていただきます。

(2)7 月 1 日～12 月末日の期間で全てのカレンダーを調整のうえ再編成させていただきます。

[こちらを確認してください。](#) (添付資料②)

5.日本選手権競技の成立について

成立要件(競技会数年間3回以上、各部門・クラス5台以上等)は原則として適用させていただきます。

6.JAFの特例措置について

(1)4月3日付特例措置は、対象期間を12月末日まで延長させていただきます。

(2)3月以降7月末日までに開催を予定(既開催を含む)していたJAF公認競技会、JAF認定ライセンス・公認審判員講習会につきましては、更なる特例措置を講じさせていただきます。

本特例措置につきましては、別途お知らせいたします。

(3)登録クラブ・団体の更新要件につきましては、特例措置を講じさせていただきます。

本特例措置につきましては、別途お知らせいたします。

(4)2021年日本選手権の申請・開催資格につきましては、特例措置を検討させていただきます。

(5)国および地方公共団体の支援策につきまして、次の通りご案内させていただきます。

[こちらを確認してください。](#) (添付ファイル)

添付資料②

4 競技会の延期・中止の取り扱いおよびスポーツカレンダー編成について

(1) 主催者・参加者の手続き等の軽減化について

スポーツカレンダー変更・取消し申請書を提出してください。国内スポーツカレンダー登録規定第4条/JAFカートカレンダー登録規定第4条に定める同意書の提出は、同条5.により適用を免除します。

①中止の場合

参加申し込み開始後に中止とした場合、参加料は返還してください。その場合、所定の（特別規則書等に規定がある場合はそれに従った）事務手数料を差し引いて返還することも認められます。

②延期の場合

ア 組織許可申請前に延期した場合

変更後の内容で組織許可申請を提出してください。

イ 組織許可申請後に延期した場合

(ア) 延期に伴い改めて組織許可申請を提出する必要はありません。

(イ) 延期により特別規則書の内容を修正する場合は、国内競技規則 4-9 に定める手続きを省略し、組織委員会が発行する公式通知を以って変更できるものとします。

(ウ) たとえ参加受理後であっても、延期もしくは特別規則書の変更に伴い参加者から参加中止の申し出があった場合は、これを認め、参加料も返還してください。所定の（特別規則書等に規定がある場合はそれに従った）事務手数料を差し引いて返還することは認められます。

(エ) 参加申込開始後に延期した場合、参加者から預かった参加料は延期後の参加料に充当することも可能です。ただし、参加者から返還の申し出があった場合は返金してください。所定の（特別規則書等に規定がある場合はそれに従った）事務手数料を差し引いて返還することは認められます。

(オ) すでに参加受理されている参加者の参加が妨げられることがないことを条件に、延期後の日程に合わせて参加者の再募集をすることは認められます。その場合、上記(イ)に従い、特別規則書の修正（追記）をしてください。

(カ) 参加申込開始後かつ参加受理前に延期し、さらに延期後に再募集する場合は、国内競技規則 4-21 に従い参加者を選定してください。

(2) スポーツカレンダーの再編成について

① 7月1日～12月末日の期間で全てのカレンダーを調整、編成します。

ア 7月1日以降の登録済カレンダーは原則固定とし、コロナ禍で延期・中止となったカレンダーを調整して編成します。

イ 国内スポーツカレンダー登録規定第3条1.（国際・JAF選手権の開催間隔10日間以上）/JAFカートカレンダー登録規定第3条（競技会の間隔）は原則として適用しますが、所管する専門部会での調整に基づき、同条3.により適用を免除する等を検討します。

ウ 国内スポーツカレンダー登録規定第4条/JAFカートカレンダー登録規定第4条（同意書）は、同条5.により適用を免除します。